

文京区バリアフリー基本構想推進協議会区民公募委員選考要領

26文都都第600号 平成27年3月25日 部長決定
28文都都第12号 平成28年4月6日 部長決定
2024文都都第1286号 令和6年12月3日 部長決定

(目的)

第1条 この要領は、文京区バリアフリー基本構想推進協議会区民公募委員募集要領（26文都都第600号）第6条第1項の規定による区民公募委員の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 区長は、区民公募委員を選考するため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会区民公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

委員長	都市計画部長
副委員長	都市計画部都市計画課長
委員	福祉部福祉政策課長
委員	土木部管理課長

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選考方法)

第3条 選考は、応募者から提出された申込書類等の審査による一次選考及び面接の審査による二次選考により行う。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めたときは、一次選考を省略することができる。

(一次選考)

第4条 申込書類等の審査は、副委員長及び委員2人（以下「審査員」という。）が行う。

2 前項の審査に当たっては、次の表に掲げる各項目について評価方針に沿って、それぞれ25点満点で評価し、審査員1人につき100点満点合計300点満点で一次選考の評価を行う。

項目	評価方針
意欲度	バリアフリー基本構想の推進に関して積極的に取り組む姿勢が感じられること。
理解度 (興味関心度)	現状の制度、課題等を把握し、認識していること。
表現力	自分の意見を論理的に整理し、正確に分かりやすく伝えることができること（一定の支援者による支援を受ける場合を含む。）。
創造力	バリアフリーに関する広い視野と、障害者、高齢者、妊婦及び子育てを行っている者等への理解を持ち、創造力や共感性に優れていること。

3 一次選考通過者は、210点以上の者とする。

(二次選考)

第5条 面接の審査は、審査員が行う。

2 前項の審査に当たっては、前条第2項の表に掲げる各項目について評価方針に沿って、それぞれ25点満点で評価し、審査員1人につき100点満点合計300点満点で二次選考の評価を行う。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により一次選考を省略したときは、二次選考においては、申込書類等及び面接の総合評価を審査員1人につき100点満点合計300点満点で行う。

4 二次選考通過者は、210点以上の者とする。

(区民公募委員の決定)

第6条 委員会は、第4条の規定による一次選考における評価及び前条の規定による二次選考における評価の合計点数（第3条第2項の規定により一次選考を省略したときは、前条第3項に規定する総合評価の点数）に基づき、区民公募委員を決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、区民公募委員の選考に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。